

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税等引上げ分の地方消費税収(地方消費税交付金を含む。)については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるもの」として「地方税法」上明記されています。

平成30年度かすみがうら市一般会計当初予算

【歳入】

(単位 千円)

科目	予算額	うち社会保障施策に要する経費へ 充当すべき額
地方消費税交付金	706,957	306,874

【歳出】

(単位 千円)

分野	科目	事業名	予算額	財源内訳		
				特定財源	一般財源	うち引き上げ分の地方消費税
社会福祉	民生費-社会福祉費 -老人福祉費	老人ホーム入所措置事務事業	25,920	3,360	22,560	18,896
	民生費-社会福祉費 -障害者福祉費	障害者自立支援事業	766,917	574,276	192,641	161,344
	民生費-児童福祉費 -児童福祉総務費	家庭児童相談事業(政策)	5,171	2,708	2,463	2,065
保健衛生	衛生費-保健衛生費 -母子保健事業費	不妊治療費助成事業(政策)	4,000	0	4,000	3,352
	衛生費-保健衛生費 -保健事業費	各種健診事業	38,438	5,576	32,862	27,524
	衛生費-保健衛生費 -予防費	法定予防接種事業	96,105	0	96,105	80,490
	衛生費-保健衛生費 -予防費	任意予防接種事業(政策)	15,763	0	15,763	13,204